

東京圏の大学生の皆さんへ

山口県内企業への就職・山口市への移住を応援！

山口市地方就職学生支援補助金

山口県内の企業が実施する選考面接に参加した際の交通費を支援します。



対象要件・申請方法等の詳細はこちら！



✓ 補助対象者

東京都内に本部がある大学の東京圏（※）内のキャンパスに在学している卒業年度の学生（短期大学・大学院の学生を除く）で、山口県内の企業に就職し、山口市に移住する方。

※東京圏…東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県（条件不利地域を除く）

✓ 申請期間

令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）

✓ 対象経費

6月1日以降の選考面接に要した交通費2万円

※ただし、山口県以外の地域で実施された場合には交通費の実費の2分の1と2万円のいずれか低い額を支給。

+上記の交通費支援を受けた学生が山口市に移住する際の引っ越し費用（令和7年度予定・詳細未定）※別途申請が必要です。

申請に関するお問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL:083-934-2645 FAX:083-934-2650
Eメール:furu@city.yamaguchi.lg.jp

主な対象要件

※下記以外にも要件がありますので、必ず市ウェブサイトをご確認ください。

●移住元に関する要件

- ・東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学している卒業年度の学生（短期大学・大学院の学生は除く）で、この大学を卒業見込みであること。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

●移住先に関する要件

- ・山口県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

●就業先に関する要件

- ・勤務地が山口県内に所在すること。
- ・官公庁等ではないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

●就業条件等に関する要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・勤務地が山口市からの通勤が可能な地域であること。

※以下の場合は補助金の返還対象となりますので、ご注意ください。

- 転入日から5年以内に他市町村へ転出した場合
- 申請から1年以内に対象の就職先に就職しなかった場合
- 就業から1年以内に対象の就職先を辞めた場合
- 申請から1年以内に山口市に転入しなかった場合（申請時に既に山口市に住民票がある場合を除く）
- 虚偽の申請等をした場合

申請書類

以下の書類を提出してください。申請書様式は、市ウェブサイトからダウンロード可能です。

- (1) 山口市地方就職学生支援補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 内定先企業による証明書（別記第2号様式）
- (3) 交通費の領収書及び本人確認書類
- (4) 在学証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる書類（申請者の住民票等）
- (6) 市税の滞納がないことの証明書



申請の流れ



10月1日以降の
正式な内定

令和7年
2月28日まで

交付決定後5年間
市へ提出

提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当